半期報告書の 訂正報告書

事業年度 自 平成18年4月1日

(第87期中) 至 平成18年9月30日

丸三証券株式会社

(541016)

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月17日

【中間会計期間】 第87期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 丸三証券株式会社

【英訳名】 Marusan Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長尾 榮次郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

【電話番号】 03(3272)5211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 山 崎 昇

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

【電話番号】 03(3272)5211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 山 崎 昇

【縦覧に供する場所】 横浜支店

(横浜市中区尾上町三丁目39番地)

千葉支店

(千葉市中央区新町1000番地)

秩父支店

(秩父市番場町10番4号)

名古屋支店

(名古屋市中区錦二丁目19番18号)

大阪支店

(大阪市中央区南本町一丁目7番15号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年12月20日に提出いたしました第87期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書 を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (2) 新株予約権等の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (2)【新株予約権等の状況】

(訂正前)

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条 J 20及び第280条 J 21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月21日)		
	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	<u>6</u> (注) 1	<u>6</u> (注) 1
新株予約権の目的となる株式の 種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の 数(株)	6,000	6,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 387(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6 月22日から 平成20年 6 月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分 は認めません。 新株予約権を譲渡するには取締役会の 承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
 - 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

| 既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 | 1株当たりの時価 | 1株当たりの時間 | 1株当たりがの時間 | 1株当なりがの時間 | 1株はおりがの時間 | 1株はおりがの

既発行株式数+分割・新規発行による増加株式数

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わない ためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社の取締役 又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要し ます。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は関係会社の取締役、監査役、相談役、 顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。

株主総会の特別決議日(平成15年 6 月26日)		
	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	<u>3</u> (注) 1	<u>3</u> (注)1
新株予約権の目的となる株式の 種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の 数(株)	3,000	3,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 441(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月27日から 平成21年 6 月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分 は認めません。 新株予約権を譲渡するには取締役会の 承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
 - 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行 使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わない ためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社の取締役、 執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は関係会社の取締役、執行役員、 監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。
 - この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書によるものとします。

株主総会の特別決議日(平成16年 6 月24日)		
	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	<u>51</u> (注)1	<u>50</u> (注)1
新株予約権の目的となる株式の 種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の 数(株)	<u>51,000</u>	50,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 678(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月25日から 平成22年 6 月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分 は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
 - 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わない ためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。

	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	<u>220</u> (注)1	<u>219</u> (注) 1
新株予約権の目的となる株式の 種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の 数(株)	220,000	219,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 767(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月29日から 平成23年 6 月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分 は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
 - 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わない ためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。

会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年 6 月27日)		
	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	<u>1,220</u> (注)1	<u>1,195</u> (注)1
新株予約権の目的となる株式の 種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の 数(株)	<u>122,000</u>	<u>119,500</u>
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1,699(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 6 月28日から 平成28年 6 月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分 は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左
新株予約権の取得条項に関する 事項	(注)5	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
 - 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 1 株当たりの時価

調整後払込金額 = 調整前払込金額 x -

既発行株式数 + 分割・新規発行による増加株式数

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わない ためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社 子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約 を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取 締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使で きます。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

その他の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は 従業員の地位を喪失する等、4の 記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は 無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

(訂正後)

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条 J 20及び第280条 J 21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月21日)		
	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	<u>75</u> (注)1	<u>75</u> (注)1
新株予約権の目的となる株式の 種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の 数(株)	<u>75,000</u>	<u>75,000</u>
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 387(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6 月22日から 平成20年 6 月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分 は認めません。 新株予約権を譲渡するには取締役会の 承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
 - 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社の取締役 又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要し ます。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は関係会社の取締役、監査役、相談役、 顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。

株主総会の特別決議日(平成15年 6 月26日)		
	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	<u>55</u> (注)1	<u>55</u> (注)1
新株予約権の目的となる株式の 種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の 数(株)	<u>55,000</u>	<u>55,000</u>
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 441(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月27日から 平成21年 6 月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分 は認めません。 新株予約権を譲渡するには取締役会の 承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
 - 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行 使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わない ためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社の取締役、 執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は関係会社の取締役、執行役員、 監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。
 - この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書によるものとします。

株主総会の特別決議日(平成16年 6 月24日)		
	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	<u>78</u> (注)1	<u>77</u> (注)1
新株予約権の目的となる株式の 種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の 数(株)	<u>78,000</u>	<u>77,000</u>
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 678(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月25日から 平成22年 6 月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分 は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
 - 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わない ためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社 の子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契 約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は子会社の取締 役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。

株主総会の特別決議日(平成17年 6 月28日)		
	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	<u>237</u> (注)1	<u>237</u> (注)1
新株予約権の目的となる株式の 種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の 数(株)	237,000	237,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 767(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月29日から 平成23年 6 月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分 は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
 - 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わない ためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社 の子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契 約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は子会社の取締 役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。

会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年 6 月27日)		
	中間会計期間末現在 (平成18年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	<u>1,240</u> (注)1	<u>1,240</u> (注)1
新株予約権の目的となる株式の 種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の 数(株)	<u>124,000</u>	<u>124,000</u>
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1,699(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 6 月28日から 平成28年 6 月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分 は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。	同左
新株予約権の取得条項に関する 事項	(注)5	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
 - 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 1 株当たりの時価

調整後払込金額 = 調整前払込金額 x -

既発行株式数 + 分割・新規発行による増加株式数

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社 子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約 を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取 締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使で きます。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

その他の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は 従業員の地位を喪失する等、4の 記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は 無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。